

遺言公正証書作成の必要書類

遺言する人	取得場所
<input type="checkbox"/> ① 顔写真付きの身分証明書 <small>顔写真付きのものがない場合、健康保険証でも可</small> <input type="checkbox"/> ② 印鑑登録証明書(発行から3か月以内) <small>面談時には提出しなくてOK (署名当日にあわせてご準備ください)</small> <input type="checkbox"/> ③ 現在の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> ④ 改製原戸籍謄本 <small>③の現在の戸籍謄本に相続人が載っていない場合に必要</small> <input type="checkbox"/> ⑤ 固定資産評価証明書(今年度の4月以降発行のもの) <small>固定資産税納税通知書でも可</small>	市町村役場
<input type="checkbox"/> ⑥ 仮換地証明書 <input type="checkbox"/> ⑦ 軍用地料明細書	該当する土地を所有している場合に必要 ⑥は市町村役場で取得 ⑦は地主会から送付されたもの
<input type="checkbox"/> ⑧ 土地・建物の登記簿謄本(全部事項証明書) <small>登記事項要約書でも可</small>	法務局
<input type="checkbox"/> ⑨ 預貯金の通帳、定期預金証書等	
<input type="checkbox"/> ⑩ 付言事項のメモ書き	付言事項→遺言書に入れておきたいメッセージがあれば、ご提出ください。法的効力はありません。

もらう人	取得場所
●相続人であるが、遺言者との続柄や結婚後の姓が遺言者の戸籍で確認できない場合 <small>(③または④)</small> <input type="checkbox"/> ⑪ 現在の戸籍謄本	市町村役場
●相続人以外の方がもらう「遺贈」の場合 <input type="checkbox"/> ⑫ 住民票(本籍地記載) <input type="checkbox"/> ⑬ 戸籍謄本 <small>受遺者(遺贈でもらう人)が甥姪や孫等で、その続柄も記載する場合は、遺言者との関係が分かる戸籍も取得してください。</small>	市町村役場

証人(立会人) 2名
<input type="checkbox"/> ⑭ 身分証明書のコピー(氏名・現住所・生年月日が確認できるもの) <small>住民票でも可</small> ※証人の職業および遺言者との関係を事前にご確認ください。 未成年、推定相続人及び受遺者並びにこれらの者の配偶者、直系血族、署名できない人は、証人になれません。 ※証人が探せない場合は公証人役場へご相談ください。

遺言の内容により、上記以外の書類が必要となる場合は改めてご案内致します。

沖繩公証人役場 受付時間 平日 9時～11時、13時～16時
 TEL 098 - 938 - 9380
 FAX 098 - 938 - 5131
 メール oki-kousyo@royal.ocn.ne.jp